

沼津市立病院会計年度任用職員 募集案内

1 会計年度任用職員制度について

地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、令和2年度から臨時・非常勤職員制度が一部見直されるとともに、会計年度任用職員制度が創設されました。

については本制度のもと、沼津市立病院で勤務する会計年度任用職員を募集します。

2 職種・公募数・受験資格

(1) 職種・公募数

別紙「募集職種一覧」をご確認ください。

(2) 受験資格

① 共通事項

次のいずれにも該当しない人

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

エ その他地方公務員法第16条の規定に該当する者

② 個別事項

資格を必要とする職種は、上記の共通事項に加え、別紙「募集職種一覧」に定める要件（受験資格の個別事項）に合致すること。

(注) 複数の職種への応募（併願）はできません。

(注) 日本国籍を有しない方も応募できます。ただし、日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は応募できません。

3 試験の方法と日程

(1) 試験内容

書類選考／面接試験

書類選考を通過した方へ面接日時を通知し、面接試験を実施します。

※障害等により、試験当日に配慮が必要な事項があれば事前にご連絡ください。

(例：車いすの持参使用、難聴のため注意事項等を文字により伝達してほしい等)

(2) 試験結果の通知

試験結果の通知は採否を問わず、受験者全員に文書で通知します。

4 受験手続

(1) 試験案内・申込書類の入手方法

次のいずれかの方法で入手してください。

- ① 沼津市立病院のホームページにてダウンロードできます。
- ② 沼津市立病院の病院管理課（2階）で配布します（平日 8 時30分から17時15分まで）。
- ③ 郵送を希望する場合は、封筒の左下に朱書きで「会計年度任用職員応募申込書請求」と記入のうえ、返信用封筒（120円切手を貼り、ご自分の宛て先を明記した角形2号）を同封し、病院管理課宛てに請求してください。

(2) 申込みに必要な書類

- ① 申込書（別添様式）
- ② 履歴書（別添様式／顔写真貼付／両面印刷）
- ③ 資格を証する書類の写し（資格を必要とする職の場合）
- ④ ハローワーク紹介状（ハローワークを介し応募する場合）

※提出書類及び面接試験時に取得した個人情報、採用選考及び採用事務以外の目的には使用しません。

※提出された書類は一切返却いたしませんのでご了承ください。

(3) 申込みの方法と期間

申込みに必要な書類を期限厳守で郵送又は持参により提出してください。

なお、書類に不備がある場合や期限までに届かなかつた場合は受け付けできませんので、十分に確認してください。

- ・令和4年1月25日（火曜日）～随時

(4) 書類の提出先

- ・沼津市立病院 病院管理課へ提出してください。
- ・郵送の場合、封筒に朱書きで「会計年度任用職員応募書類 在申」と記載してください。

5 勤務条件

(1) 採用及び任用期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

※採用は全て条件付のものとし、職員がその職において採用から1か月間を良好な成績で勤務したときに正式採用となります（再度任用した場合も同様です）。

※勤務成績が良好な場合に限り、再度任用する場合があります。ただし、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により、職そのものが廃止となる場合は、再度の任用はありません。

※採用の最終決定は、予算の議決を経たうえで正式に決定します。

※虚偽の申告等があった場合は、採用を取消します。

(2) 勤務日・勤務時間

原則、週5日（月曜日から金曜日）

8時30分～17時00分の間で、昼休みを除き、週37.5時間（7.5時間／日×5日）の勤務（パートタイム会計年度任用職員）

※勤務日及び勤務時間並びに時間外（休日）勤務及び休憩時間の有無は、配置先により異なります。

(3) 休日・休暇

休日は、原則、土・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）

※休日は配置先により異なります。

休暇は、法定の年次有給休暇が付与されるほか、夏季・忌引き・結婚・看護などの特別休暇があります。

(4) 給与等

別紙「募集職種一覧」をご確認ください。

※形態：日額

※給与支給日：翌月22日

※その他、時間外（休日）勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、費用弁償（通勤手当）を条例に基づき支給します。

(5) 社会保険

加入要件に基づき、原則、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入します。

(6) 服務、分限及び懲戒等

会計年度任用職員は、地方公務員に位置づけられることから、地方公務員法上の服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用されるほか、懲戒の規定に該当する場合は、処分の対象となります。

なお、会計年度任用職員（パートタイム）については、営利企業への従事等の制限の対象外となっておりますが、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律が適用となることに留意ください。

6 問い合わせ先

(1) 会計年度任用職員制度、募集案内に関するお問い合わせ

沼津市立病院 病院管理課

〒410-0302 静岡県沼津市東椎路字春ノ木 550

電話：055-924-5100